

学校いじめ防止基本方針

狛江市立狛江第一中学校

令和8年4月1日 生活指導部

目次

I いじめ防止等の対策に係る基本理念	
II いじめの定義	1
III いじめの基本認識	1
IV 未然防止	2
V 早期発見・早期対応	3
VI いじめ事案への組織的な対応	5
VII 「いじめ防止」年間計画	6

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日に施行)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

第八条 (学校及び教職員の責務) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第九条 (保護者の責務等) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

I いじめ防止等の対策に係る基本理念

(狛江市いじめ防止基本方針令和8年4月1日施行より)

いじめは、どの学校にも起こりうるという認識の下、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるように以下のことを基本施策にとり組む。

- 生徒が安心して学校生活が送れるように学校内外を問わずいじめ防止に努める。
- 防止等対策はいじめられた生徒にとっていじめが心身に深刻な影響を及ぼす重大な行為であることを全生徒が十分に理解するように努める。
- 防止等対策はいじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要と認識しつつ、関係機関、関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。また、そのような行為を行った生徒にも適切な支援を行う。

Ⅱ いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

いじめの定義（狛江市教育委員会）

「いじめ」とは、「当該児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係（同じ学校に在籍している等）にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（不作為によるもの及びインターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

Ⅲ いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑨は、教員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ③ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ④ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ⑤ いじめと犯罪行為は重なり合っている。いじめはその行為の態様等により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ 家族・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要がある。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などが、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめの防止、解消を生徒自身が考え、行動できるようにする。

IV 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない風土づくり」に取り組む。

① 人権教育の充実

人権教育のねらいである「偏見や差別意識の解消」についての正しい理解に基づき、生徒が人の心の痛みが分かり、他者を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。

② 道徳教育の充実

道徳の授業により、「いじめに関する授業」を年3回以上必ず実施し、いじめの問題を自分のこととして捉え、児童・生徒が主体的にいじめについて深く考え、議論し、いじめを行ってはならないことを自覚できるようにする。

③ 自尊感情や自己肯定感の向上

自尊感情（自分のできることできないことなどすべての要素を包括した意味での自分を他者とのかわり合いを通してかけがえのない存在、価値ある存在としてとらえる心）や自己肯定感（自分のよさを肯定的に認める感情）の向上を図る。

④ 教職員の指導力・資質向上

いじめに対しての研修を充実させて、「挨拶、美化、時間」及び身だしなみ、正しい言葉遣い（臭い、汚い、うざい、きもい、死ねなどの言葉を横行させない）等基本的生活習慣や規範意識の育成に努める。また、生徒が規律正しい態度で授業や学校行事に参加、活躍できる授業づくり・学校づくりを行っていく。

⑤ 生徒会活動の充実

「ホワイトリボン運動」をはじめ、数々の生徒会活動を充実させ、“自分たちの学校は自分たちで守る。自分たちの学校を自分たちの手でよくしよう”という学校風土を構築する。また、生徒会活動を通して、他者から認められる喜びに気付かせ、生徒が自ら進んで他者や集団に貢献することで自己有用感の育成につなげていく。

⑦ SNSいじめへの対応と地域・保護者への啓発活動

生徒にインターネットの特殊性による危険を理解させ、教員が積極的にネット上のトラブルについて研究し、分かりやすく情報モラルに関する指導を行う。また、携帯等を管理する保護者や地域にいじめを防止すること、ネットのトラブルの重要性について、より一層理解を促すための啓発活動を行う。

V 早期発見・早期対応

<早期発見>

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。また、情報の収集においては、保護者、地域とも連携する。

① 日々の生徒観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒がいるところには、教員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす時間をできるだけ多く確保する。また、生徒の本音が聞けるような人間関係づくりを進める。

② 教員の“気付き”

教員の研ぎ澄まされた人権感覚で生徒の言動及び変化を観察する。また、「いじめは見えにくい構造をしている」という自覚をもち、「変だなあ」「どうかなあ」と思ったら、生徒と積極的に会話するなどして情報を集めて、わずかな変化に気付く観察力を養う。

③ 教員の組織的な観察

担任以外の教員の発見も多いことから、数人の教員でチームとして生徒をよく観る。些細な段階から、記録・報告・連絡・相談・確認をする。教員の情報共有の在り方が大切になる。また、教職員が一人で抱え込むことのない教育相談体制を確立する。

④ SOS の出し方教育と教育相談の充実

早期発見のために、年3回の進路相談(三者面談)を有効利用する。また、スクールカウンセラーを効果的に活用するようにするとともに、日常生活の中での教員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。「生徒に話しやすい先生を校内で一人作っておく。」・SOSの出し方などの教育)生徒へ呼びかけも行う。

日頃から保護者との信頼関係を築き、問題が起こっていない時こそ、保護者への連絡を怠らず、保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できる関係を築いておく。

⑤ 子供の主体と「居場所づくり」の重視

いじめを「抑え込む」のではなく、子供が「安心できる居場所」を感じ、自ら意見を言える環境を作ることが最大の防止策となる。授業においても「自己選択・自己決定」の場面をつくことを意図的に行う。

⑤ 年2回 WEBQU といじめ調査アンケートの実施

定期的な「WEBQU・いじめ調査アンケート」の実施で実態の把握を行う。

<早期対応>

いじめを発見した時は、問題を軽視することなく、情報を共有し、学校いじめ防止対策委員会の主導の下、学年及び学校全体で組織的で、しかも迅速な対応をする。その時、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に行い、対応後も、見守り体制の継続及び意図的、組織的にいじめの防止に努める。

いじめ情報の認知 <実態把握>

1. 教員で分担して、当事者双方、及び周りの生徒等から聞き取りを行い、時系列で記録を作成す

る。(ありのままの事実をつかむため、この段階では指導を入れない。)

2. それぞれ、聞き取った内容を関係教員で情報を共有し、一つの事象にとらわれることなく、いじめの全体像を把握する。
3. 学校側がいじめではないと判断しても、被害者や保護者から「重大事態である」という申し出があった場合は、その時点で重大事態として調査・報告にあたる。

※注意 誰が誰を・いつ(いつ頃から)・どこで・なぜ(きっかけ)・どんなふうに



<体制、方針決定>

1. すべての教員で共通理解を図り、対応する教員の役割分担を明確に行う。
2. 指導のねらいを明確にする。
3. 教育委員会、関係機関との連携を図る。



<指導・支援> [いじめられた生徒に対して]

1. 教員として「気付くことができなかった」ことへの謝罪と辛かったことへの共感。
2. 学校及び教員は「本人を徹底的に守り抜く」という約束をする。
3. 「解決までの道筋」を示し、「希望」がもてることを伝える。

[いじめられた生徒の保護者に対して]

1. 発見したその日のうちに、確実に家庭訪問等で事実関係を直接伝える。また、指導、監督不行き届きにより、学校でいじめを起こさせたことへの学校としての謝罪も行う。
2. 学校の指導方針、今後の対応について伝え、継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを確認する。
3. 家庭で生徒の変化に注意してもらいどのような些細なことでも連絡相談していただくように伝える。

[いじめた生徒に対して]

1. いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、背景にも目を向けさせ、教育的な配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
2. 行為の責任をとるだけの指導や謝罪だけが解決ではなく、いじめが人として決して許されない行為であることや相手が受けた心の痛みを十分理解、認識させる。
3. 自分はいじめたつもりはなく、ふざけや遊びのつもりでも相手が嫌な思いやつらい思いをしたのであれば“いじめ”となることを十分に理解させ、反省を促す。

[いじめた生徒の保護者に対して]

1. 正確な事実を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よい解決を図ろうとする思いを伝え支援する。
2. 「いじめは許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、保護者からの謝罪も依頼し、生徒の家庭での指導も依頼する。



<今後の対応>

1. 継続的に指導・支援を行い、カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
2. 対応したいじめの事案は、話せる範囲で、集会等を通してクラス・学年の生徒全体に詳しく伝え、その中で「①いじめは個々の問題でない。②いじめは学校生活を営んでいるみんなの安心・安全・幸福を脅かす大問題である。③みんなが学校という社会を構成するメンバーの一人であるという自覚と責任をもたせる」指導をすることで、誰もが大切にされる学級・学校をつくり、いじめの根絶を目指す。